

(規 57～58)

定・運賃

営 業 規 則

第3章 旅客運賃・料金

第3節 定期旅客運賃

(定期旅客運賃)

第57条 定期旅客運賃は、別表第4号、5号の1、5号の2及び6号の1、6号の2の定めるとおりとします。

(3箇月定期旅客運賃および6箇月定期旅客運賃)

第58条 3箇月定期旅客運賃および6箇月定期旅客運賃は、次の各号のとおりとします。

(1) 3箇月定期旅客運賃

前条の1箇月定期旅客運賃を3倍して、これを5パーセント引し、は数計算した額とします。

(2) 6箇月定期旅客運賃

前条の1箇月定期旅客運賃を6倍して、これを10パーセント引し、は数計算した額とします。